

**環境研究総合推進費  
平成23年度新規課題公募要項**

平成22年10月  
総合環境政策局総務課環境研究技術室  
総合環境政策局環境保健部環境安全課環境リスク評価室  
地球環境局総務課研究調査室

本要項に関する特に重要な注意事項を以下に示しますので、必ずお読みください。

環境研究総合推進費（以下「推進費」と呼びます。）の平成23年度新規課題公募要項には、平成22年度公募要項から多くの変更点があります。本要項を熟読せずに応募した結果生じる応募書類の不受理や提出期限に間に合わない等の事態については、当方は一切の責任を負いません。

1. 推進費は、平成23年度に循環型社会形成推進科学研究費補助金と統合し、新制度（名称は環境研究総合推進費のまま。）に移行する予定です。平成23年度新規課題の公募は循環型社会形成推進科学研究費補助金と別々に行いますが、採択課題の研究管理は新制度により行うこととなりますので、平成23年度当初に新研究分野への移行等が生じることをご了承ください。

2. 研究開発の対象 平成23年度研究開発の対象とする研究開発領域及びその対象分野は、表1の各項に掲げるとおりです。なお、具体的に募集する研究分野の内容は、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（以下「推進戦略」という。）」（平成22年6月22日中央環境審議会答申）を踏まえ、添付資料（1）（環境問題対応型研究・革新型研究開発の公募における行政ニーズについて）のとおりとします。

表1 研究開発の対象等

| 研究開発領域 |                                    | 研究開発費の規模<br>(直接経費のみ) | 対象分野   | 研究期間    |
|--------|------------------------------------|----------------------|--|---------|
| 1      | 戦略的研究開発領域（注1）                      | 300 百万円程度            | 環境省設定  | 5 年     |
| 2      | 環境問題対応型研究領域<br>【添付資料（1）参照】<br>（注2） | 100 百万円以内            | ① 全球システム変動<br>② 環境汚染（大気・水・土壌）<br>③ リスク管理・健康リスク<br>④ 生態系保全・再生<br>⑤ 持続可能な社会・政策研究<br>⑥ 領域横断研究 | 3 年以内   |
|        | 特別<br>枠<br>地域連携枠（注3）               | 100 百万円以内            |  |         |
|        | 低炭素社会早期達成枠（注4）                     | 100 百万円以内            |  |         |
|        | 領域横断枠（注5）                          | 100 百万円以内            |  |         |
| 3      | 革新型研究開発領域<br>(若手枠、統合評価枠)<br>(注6)   | 10 百万円以内             |  | 1～2 年以内 |
| 4      | 課題調査型研究領域                          | 新規公募は実施しない           |  |         |
| 5      | 国際交流研究                             | 平成23年度以降新規公募は実施しない   |  |         |

### (注1) 戦略的研究開発領域

我が国が世界に先駆けて、又は国際的な情勢を踏まえて、特に先導的に重点化して進めるべき大規模研究開発プロジェクト、又は個別研究の統合化・シナリオ化を行うことによって我が国が先導的な成果を上げることが期待される統合的な大規模研究開発プロジェクト。

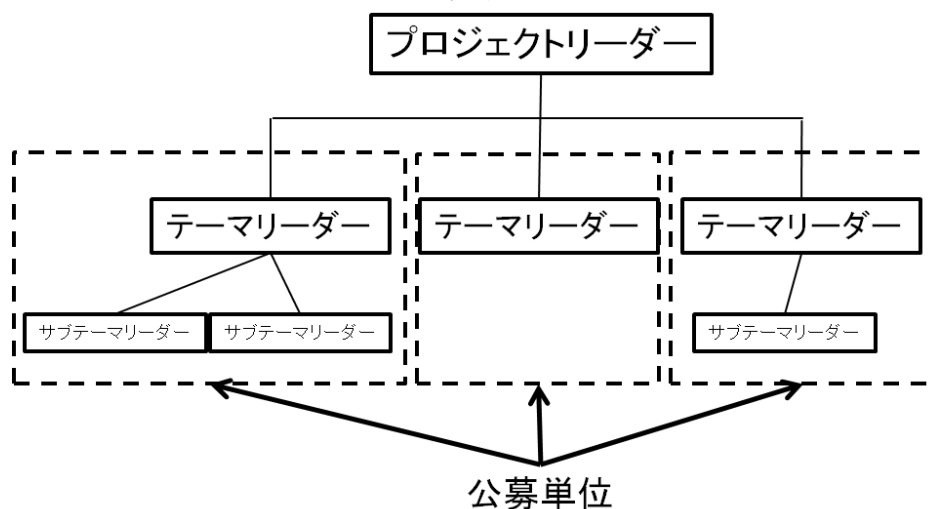
公募に際し、予め環境省が研究プロジェクトの大枠（戦略研究プロジェクトと呼びます。）を提示し、その戦略研究プロジェクトを構成するにふさわしい研究課題を公募します。採択された研究課題は、研究プロジェクトを構成するテーマ（※1）となります。研究内容の詳細は、添付資料（2）に記載されています。

表1で示した研究費は、研究プロジェクト全体の総額となります。

※1 テーマとは、単独または複数のサブテーマ（※2）によって構成される研究チームです。テーマ単位で応募します。

※2 サブテーマとは、テーマを構成する研究課題で、原則1サブテーマは1機関が担当します。

戦略的研究開発領域の体制図（例）

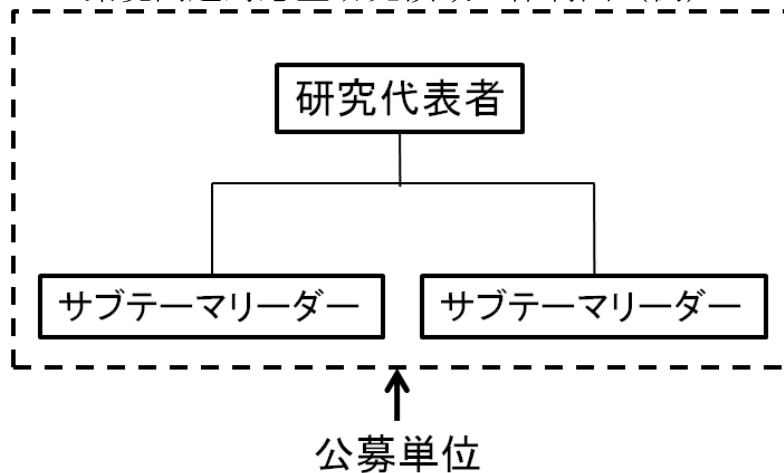


### (注2) 環境問題対応型研究領域

個別又は複数の環境問題の解決に資する研究プロジェクト。

公募に際して研究テーマを特定せず、「II 公募する研究の対象分野」に示した環境問題の解決に資する研究課題を広く公募します。

環境問題対応型研究領域の体制図（例）



### (注3) 特別枠（地域連携枠）

国と地域等が連携して取り組まなければならない環境問題が大きくなってきていることに鑑み、地域の実情に即した得意分野を持つ地方環境研究機関や地方大学等（以下「地環研等」と呼びます。）の強みを生かし、地域に蓄積されたデータやノウハウを活用した研究開発です。23年度は、気候変動に伴う地域レベルでの生態系・生物多様性の評価・予測を通じた絶滅危惧種の絶滅回避策についての研究課題（添付資料（1）の【重点課題5】②参照）を広く公募しますが、これ以外の研究課題（例えば気候変動に伴う地域レベルでの適応策など、国と地環研等が連携して解決すべき課題や、地域固有の環境問題解決のため、地環研等が単独または共同で行う研究課題）についても応募できます。

### (注4) 特別枠（低炭素社会早期達成枠）

温室効果ガス排出量削減2050年80%（長期目標）の達成のための研究のうち、2020年25%削減（中期目標）にも貢献するもの、2020年以前から開始する必要があるものを応募します。例として土地利用・交通、地区・街区、農山漁村等の分野における低炭素地域づくり、民生分野の低炭素システム、ものづくりの低炭素化等の社会システムの具体像、効果、費用、課題、政策手段を提示する研究で、目的の達成への貢献度やタイムフレームが明確なものが対象です。

### (注5) 特別枠（領域横断枠）

個別の領域のみならず、複数の領域で検討することにより相乗的な効果が期待できる研究や、複数の領域で対応しなければ解決に結びつかない環境問題の解決に資する研究開発です。23年度は、爆発的普及が見込まれる温暖化対策製品（太陽光パネル、車載用リチウムイオン電池等）の3Rシステム（排出フロー推計、回収システム構築、LCA評価、有害物質管理、DFE等の統合的な研究）についての研究課題を広く公募しますが、これ以外の研究課題（例えばコベネフィット型技術・システムの開発など。添付資料（1）の【重点課題4】～【重点課題6】を参照。）についても応募できます。

### (注6) 革新型研究開発領域

#### ①若手枠

新規性・独創性・革新性に重点を置いた若手研究者向けの募集枠。公募に際して研究テーマを特定せず、「Ⅱ 公募する研究の対象分野」に示した環境問題の解決に資する研究課題を広く公募します。

研究課題代表者及び研究参画者のすべてが平成23年4月1日時点で40歳以下であることを要件とします。（出産・育児による休業のため研究活動ができなかった者に対し、年齢制限を緩和する場合があります。）

#### ②統合評価枠

研究開発の対象等の6つの対象分野（表1）について、先進的な特定の研究テーマに係る最新成果を整理・統合・評価する研究課題を公募します。その研究成果は、特定の研究分野に関するまとまった科学的知見として、行政担当者が政策立案の際や国際交渉の場で活用することを想定しています。

統合評価枠のみ、学会事務局の応募が可能とします。

3. 研究チームの構成に当たっては、下記の点を厳守してください。

(1) 複数機関による共同研究の場合、研究チームの責任体制を明確にするため、原則と

して、研究課題を構成する各サブテーマの契約単位は1研究機関とします。大学によっては、契約単位が学部レベルになっている場合もありますので、各自で契約事務担当者にご確認ください。

研究参画者は、研究課題の担当部分について、責任をもって研究報告書を執筆し、かつ、進捗状況の照会に適切に回答できることが必要です。いわゆる「お付き合い」で、研究計画上の必要性が低い研究者を研究チームに参加させることは厳に慎んでください。1研究課題を構成するサブテーマ数（＝参画研究機関数）に上限はありませんが、多過ぎる場合、研究課題代表者が責任をもって管理できなくなるとともに、研究資金の細分化により研究の実施に悪影響が生じますので、研究目標の達成上欠かせないサブテーマに限定してください。

- (2) 契約事務に関するトラブルを避けるため、所属研究機関の上司（独立行政法人研究機関の場合は部長・領域長クラス、大学の場合は学部長クラス）及び契約事務担当者から応募の了解を得た上で応募してください。

また、国立試験研究機関、独立行政法人研究機関に所属する研究者が応募する場合（研究参画者の場合を含む。）は、所属研究機関の担当窓口に加え、所管府省の担当窓口にも事前に応募書類を提出し、応募内容（提案研究課題）が所属研究機関の既存の研究及び所管府省の既存の事業と重複していないことの確認を受けるとともに、応募の承諾も得てください。国立試験研究機関、独立行政法人研究機関における契約手続きは、原則として所管府省と行っていただきます。このため、所管府省の承諾を得ずに応募した場合、採択内定が取り消されることがあります。

4. 推進費の応募様式には、直接的な研究成果（アウトプット）、環境政策への貢献（アウトカム）及び長期的観点からの影響・波及効果（インパクト）を、明確に仕分けて記載する必要があります。作成要領を熟読の上、指示に従って記載してください。
5. 研究課題の目的・内容と環境政策への貢献との関係が不明確な場合は、審査対象となりません。また、明らかに研究内容が環境省を含む他の競争的研究資金等（環境省の競争的資金等は以下の3事業）の対象であると考えられる研究課題については、審査の対象となりませんのでご注意ください。

○循環型社会形成推進科学研究費補助金で定められる廃棄物対策としての研究・技術開発 ([http://www.env.go.jp/recycle/waste\\_tech/kagaku/index.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/kagaku/index.html))

※平成23年度に本推進費と統合しますが、公募は別途行うことにご注意ください。

○地球温暖化対策技術開発等事業で定められるエネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出削減に関する技術開発 ([http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz\\_local/20\\_13/index.html](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/20_13/index.html))

○環境経済の政策研究で定められる研究開発課題  
(<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11495>)

なお、応募された研究課題が6つの研究分科会\*のいずれの枠組で実施される方が適切かという観点から、必要に応じて環境省側で研究課題の相互調整を行います。

\*6つの研究分科会については、II 公募する研究の対象分野を参照してください。

6. 研究課題が採択された場合でも、審査の結果等によっては、研究チームの構成等について再検討をお願いすることがありますのでご了承ください。

7. 研究課題の採択予定数については、今後の予算編成状況に応じ、変更が生じる場合がありますのでご了承ください。

8. 環境省では、競争的研究資金に係る不適正経理に対する罰則の制度化及び適切な予防措置を講ずることを目的として、「環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規程」（平成 19 年 4 月 20 日）を制定しており、違反者に対しては厳格な処分を行います。

【不適正な経理処理を行った者に対し環境省が行う措置の内容】

◎研究費の返還

◎申請資格の停止：違反の程度に応じて 2～5 年

また、捏造、改ざん、盗用などの不正行為の防止を目的として、「競争的資金等に係る研究活動における不正行為への対応方針」（平成 18 年 11 月 30 日）を制定しており、違反者に対しては厳格な処分を行います。

【不正行為者に対し環境省が行う措置の内容】

◎研究費の返還、以後の研究費の打ち切り

◎申請資格の停止：違反の程度に応じて 1～10 年

平成 22 年度には平成 18 年度研究課題における不適正経理が発覚し、環境省他関係省庁により処分が行われました。研究費の適切な執行をお願いいたします。

9. 研究課題の採択審査は外部委員が行うため、環境省幹部及び推進費担当者へ採択の陳情を行うことは全く意味がありませんので厳に慎んでください。万一陳情があった場合は、応募された研究課題は無条件で審査及び採択対象から除外します。また、一次審査及び二次審査とも、合否通知の時期を事前に連絡しますので、合否通知以前に環境省幹部及び推進費担当者へ合否の感触を照会する等の行為についても厳に慎んでください。

10. 「「国民との科学・技術対話」の推進について」（平成 22 年 6 月 19 日、科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）に基づき、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動を推進する観点から、研究開発成果の学会誌、学術図書への投稿、掲載や、環境省が開催する成果発表会等の場において成果の積極的な公表・普及に努めてください。

11. 研究費は、いくつかの条件の下で当該年度内に使用できなかった予算を、翌年度へ繰り越すことができます。詳細は、IV. 1. (6)をご参照ください。

12. 【注意】推進費の応募にあたっては e-Rad システムへの登録（研究機関・研究者情報）が必要です。登録には 2 週間程度の時間がかかりますので、未登録の場合には余裕をもって登録手続きをお願い致します。詳細は、V. 2. (3) e-Rad システムの使用に当たっての留意事項をご参照ください。

## 0 目 次

- I 環境研究総合推進費の目的と研究の性格
- II 公募する研究の対象分野
- III 研究の区分（制度区分）
- IV 公募の要件
  - 1. 共通事項
  - 2. 制度区分別事項
    - (1) 戦略的研究開発領域
    - (2) 環境問題対応型研究領域
    - (3) 革新型研究開発領域
- V 応募書類及び提出方法
- VI 新規課題の採択方法について
- VII その他

### [添付資料]

- (1) 環境問題対応型研究及び革新型研究開発の公募における行政ニーズについて
- (2) 平成23年度戦略的研究開発領域課題  
「アジア規模での生物多様性観測・評価・予測に関する総合的研究」〈S-9〉
- (3) 応募書類様式  
(研究実施に係る所属機関の承認書／研究参画に係る承諾・承認書様式を含む)

## I 環境研究総合推進費の目的と研究の性格

### ○ 環境政策を科学的に支えることを目的としています。

推進費は、地球温暖化の防止や自然共生型社会の実現など、持続可能な社会構築のための数々の環境問題を解決に導くための政策（ここでは「環境政策」と呼びます。）へ、調査研究による科学的知見の集積や環境分野の技術開発等を通じ、貢献・反映を図ることを目的としています。このため、想定される研究成果により環境政策への貢献が期待できることが、採択に当たっての必要条件となります。これを満たさなければ採択されることはありません。

### ○ 競争的研究資金です。

推進費により実施する研究課題は、公募により研究者から提案のあった研究課題候補を、ピアレビューなど外部委員による審査を通じ、社会・経済・行政的視点及び科学・技術的視点による研究実施の価値、政策貢献への度合い、目標達成の可能性等の観点から評価した上で、環境に関する国内外の動向に即して、競争的に選定・採択します。

### ○ 環境問題解決のための独創的・先導的な研究を求めています。

地球温暖化をはじめとする様々な環境問題に関する新たな科学的知見の発見など、環境政策へ反映できる成果の提供等につながる独創性・先導性の高い研究を求めています。このため、既に採択されている研究課題との類似性が高い場合や、提案された研究内容について一定の成果が既に得られており、今後の発展度合いが小さいと判断された場合は、採択の可能性が低くなります。推進費ホームページには、既に採択されている研究課題について概要を示していますのでご参照ください。なお、提案書における研究目標の設定に当たっては、実現可能性に照らしつつ、具体的な内容を明記してください。

環境研究総合推進費HP <http://www.env.go.jp/earth/suishinhi/>

### ○ 国際的な情勢や研究動向を踏まえて研究を推進します。

推進費は、国際的な情勢を踏まえ、条約やIPCCなど国際的な取組への科学的見地からの支援や科学的データの提供につながる研究のほか、新たな取組が必要な環境問題の解決に資する研究を推進します。また、国際的な研究動向を踏まえ、IGBP、IHDP、WCRP等の環境に関する国際的な共同研究計画への参加及びそれらとの連携を通じた適切な役割分担に資する研究や、アジア・太平洋地域等における環境政策へのフィードバックが期待されるような研究を推進します。

## II 公募する研究の対象分野

今回公募する研究の対象分野は、以下の6つの分野のいずれかとします（分野ごとに研究分科会を設けています）。複数の分野にまたがって領域横断的に行う研究の場合は、主として、第6分科会において担当します。また、研究課題は、この対象分野の問題（狭義の環境問題）の解決を第1の目的とした内容であることが必要です。

| 分科会名・担当分野・環境省<br>担当部局  | 担当分野の内容  | 推進戦略に対応する重点課題（注）  |
|--|--|---|
| 第1研究分科会<br>（全球システム変動）<br>担当：地球環境局総務課研究調査室                                  | 地球規模のオゾン層破壊、温暖化、水循環及び海流が環境変動に与える影響               | 【重点課題7】低炭素で気候変動に柔軟に対応するシナリオづくり<br>【重点課題10】地球温暖化現象の解明と適応策  |
| 第2研究分科会<br>（環境汚染）<br>担当：総合環境政策局総務課環境研究技術室                                  | 国内外の大気環境、都市環境、水環境、土壌環境の汚染とそれらに係わる越境汚染            | 【重点課題15】国土・水・自然資源の持続的な保全と利用<br>【重点課題17】健全な水・大気の循環   |
| 第3研究分科会<br>（リスク管理・健康リスク）<br>担当：総合環境政策局総務課環境研究技術室、総合環境政策局環境保健部環境安全課環境リスク評価室 | 化学物質及び環境変化等がもたらす環境リスク、健康リスク                      | 【重点課題16】化学物質等の未解明なリスク・脆弱性を考慮したリスクの評価・管理   |
| 第4研究分科会<br>（生態系保全と再生）<br>担当：地球環境局総務課研究調査室                                  | 生態系攪乱、生物多様性の減少、熱帯林の減少、砂漠化及び自然との共生を対象とした生態系の保全と再生 | 【重点課題14】生物多様性の確保<br>【重点課題15】国土・水・自然資源の持続的な保全と利用   |
| 第5研究分科会<br>（持続可能な社会・政策研究）<br>担当：地球環境局総務課研究調査室                              | 環境保全及び持続可能社会の構築に係わる環境と経済及び社会の統合的政策研究             | 【重点課題1】長期的な国家ビジョンの中でのあるべき社会（持続可能社会）に係る研究<br>【重点課題2】持続可能社会への転換に係る研究<br>【重点課題3】アジア地域を始めとした国際的課題への対応<br>【重点課題8】エネルギー需要分野での低炭素化技術の推進<br>【重点課題9】エネルギー供給システムの低炭素化の推進<br>【重点課題15】国土・水・自然資源の持続的な保全と利用 |
| 第6研究分科会<br>（領域横断研究）<br>担当：総合環境政策局総務課環境研究技術室                                | ①低炭素社会、②循環型社会、③自然共生社会、④安全・安心な社会の複数の領域にまたがる研究     | 【重点課題4】複数領域に同時に寄与するWin-Win型の研究開発<br>【重点課題5】複数領域間のトレードオフを解消する研究開発<br>【重点課題6】環境要因による社会への影響と適応   |



(注) 各分科会が主として担当する重点課題を表示しています。提案された研究課題の内容によっては、他の分科会において担当することもあり得ます。

### Ⅲ 研究の区分（研究開発領域）

本年度公募を行う研究の区分（研究開発領域）は、1 ページ表 1 のとおり。

### Ⅳ 公募の要件

#### 1. 共通事項

##### (1) 研究課題代表者（※2）の要件

※2 戦略的研究開発領域は、研究課題代表者をテーマリーダーに読み替えてください。

応募は、1 人の研究者が単独で研究を行う場合は当該研究者に、また、複数の研究者が研究チームを構成して研究を行う場合は研究チームの代表者（以下「研究課題代表者」と呼びます。）に行っていただきます。

研究課題代表者は、応募した研究課題の内容及びヒアリング等の審査過程での連絡・対応について、総括的な責任を有する者としします。また、研究課題が採択された後は、研究課題代表者は、研究の円滑な推進と研究目標の達成のため、研究参画者の代表として研究推進に係る連絡調整の中心になるとともに、各研究参画者の分担を含む研究計画の作成及び見直しに係る調整等、研究の円滑な実施のための進行管理を行うこととなります。

このため、研究課題代表者は次の要件を全て満たすことが必要です。

- 1) 日本国内において、環境に関する研究を実施する能力のある下記の機関に所属している常勤又は非常勤の研究者であること（国籍は問いません。）。ただし、非常勤の場合は、予定される研究期間（例えば、環境問題対応型研究領域の場合は3年間。）について所属研究機関に雇用されることが保証されていること。
  - ① 国立試験研究機関、独立行政法人研究機関
  - ② 大学（国公立を問いません。）、高等専門学校（高等学校は含みません。)
  - ③ 地方公共団体の設立した研究所
  - ④ 法律に基づき設立された法人又は民法第34条の規定により設立された法人のうち、研究に必要な設備・研究者を有するもの
  - ⑤ 民間企業の研究所等、上記のいずれにも該当しない組織で、研究に必要な設備・研究者を有するものなお、「所属」とは雇用契約があることを意味し、単に委員委嘱等により当該研究機関の活動に参画している場合は含みません。このため、名誉教授、大学院生等は職員ではありませんので、研究課題代表者として認められません。
- 2) 提案した研究計画を適切に実施する能力を有するとともに、日本語による面接に対応できる程度の語学力を有していること。
- 3) 研究期間を通じて研究全体に責任を負い、研究に力を注ぐことができること。
- 4) 「環境問題対応型研究領域」及び「革新型研究開発領域」について、同じ研究区分に同時に複数の研究課題を応募しないこと。（例えば、「環境問題対応型研究領域」の研究課題代表者として、同時に2つの研究課題を提案することはできません。万

一提案した場合は、いずれの課題も審査対象としません。）

また、「環境問題対応型研究領域」と「革新型研究開発領域」についても、同一の研究課題代表者が同時に応募することはできません。

- 5) 現在推進費で実施している研究課題（戦略的研究開発領域の研究課題を除く。）の研究課題代表者であっても、当該研究課題が平成 22 年度で予定の研究期間を終了する場合は応募できますが、その際は上記 4) に準じます。一方、「環境問題対応型研究領域」又は「革新型研究開発領域」の研究課題を実施中で、当該研究課題が平成 23 年度も継続予定の研究課題代表者は、平成 23 年度には「環境問題対応型研究領域」及び「革新型研究開発領域」のいずれの研究区分にも応募できません。

(参考) 同一研究課題代表者による重複応募の可否について (○が可、×が不可)

|              |                        | 応募しようとする区分             |             |           |
|--------------|------------------------|------------------------|-------------|-----------|
|              |                        | 戦略的研究開発領域 (提案時テーマリーダー) | 環境問題対応型研究領域 | 革新型研究開発領域 |
| 追加応募しようとする区分 | 戦略的研究開発領域 (提案時テーマリーダー) | ×                      | ○           | ○         |
|              | 環境問題対応型研究領域            | ○*                     | ×           | ×         |
|              | 革新型研究開発領域              | ○*                     | ×           | ×         |

\* 戦略的研究開発領域に応募する研究課題代表者は、環境問題対応型研究領域か革新型研究開発領域のいずれか一つに同時に応募できますが、両区分に重複して応募はできません。

- 6) 「革新型研究開発領域」の「若手枠」に応募する場合は、研究課題代表者を含む研究チームの全ての構成員の年齢が、平成 23 年 4 月 1 日において 40 歳以下であること。

※ 競争的研究資金制度においては、できるだけ多くの研究者が応募できることが望ましく、特定の研究者への研究費の過度の集中を防ぐ必要があります。このため、エフォート (= 研究専従率: 1 年間の仕事時間を 100% とした場合、当該研究課題の実施に必要とされる時間の配分率。) の導入や府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による資源配分のチェックが行われていることから、応募に当たっては研究参画者が特定の研究者に偏ることのないようご注意ください。

※ 推進費の研究課題代表者、研究参画者におかれては、可能な限り高いエフォートを確保されるようご注意ください。

## (2) 研究参画者の要件

研究参画者 (研究に直接携わる者) は、現時点で国内の研究機関に所属している、又は推進費委託契約締結時点 (平成 23 年 5 ~ 6 月頃) で所属予定の研究者とします。

所属予定の研究者の要件を担保するため、応募様式を提出する際に、雇用予定証明書を環境研究技術室に提出していただきます。その際、研究報告書の担当部分について責任をもって執筆し、かつ、担当部分の進捗状況の照会適切に回答できる者を研究チームの構成員として記載してください。データ収集のみの担当者等を研究チームの構成員として記載しないでください。ただし、論文発表時の連名は差し支えありません。

ここでいう「研究機関」とは、IV-1-(1)-1)に示すとおりであり、「所属」とは、常勤・非常勤を問わず、職員としての雇用契約がある場合を指し、単に委員委嘱等により研究機関の活動に参画している場合は含みません。

したがって、大学院生、名誉教授等は職員ではなく、研究参画者として認められませんので、記載しないでください。ただし、名誉教授が他の大学の教授を兼任されている場合は、他の大学の教授職として研究参画者になることは可能です。

### (3) 研究チームの要件（複数の研究者により研究チームを構成する場合）

推進費における研究チームは、以下の2パターンを想定しています。

- ① 同一の研究機関（研究契約の締結に当たり、同一の研究機関とされる範囲を想定。）に所属する研究者で構成する研究チームから応募する場合
- ② 研究の効率的・効果的推進の観点から、複数の研究機関にまたがって研究チームを構成する場合

このうち、②の場合は、研究チームの責任体制を明確化するため、原則として、研究課題を構成するサブテーマは、1研究機関が担当することとします。1つのサブテーマを2つ以上の研究機関が担当することは認められません。なお、研究契約の単位については、大学によっては学部レベルになっている場合もありますので、契約事務担当者にご確認ください。

研究課題代表者には、サブテーマ毎に決めていただく代表者のうちの1人が就任し、研究課題全体の総責任者となります。このため、研究課題代表者は、必ずいずれかのサブテーマの代表者を兼任することになります。

また、サブテーマの構成員は、原則として、当該サブテーマの代表者と同一の研究機関に所属している必要があります。ここでいう「所属」とは、常勤・非常勤を問わず、職員としての雇用契約がある場合を指し、単に委員委嘱等により研究機関の活動に参画している場合は含みません。

なお、研究チームは、中間評価における指摘事項への対応や人事異動等のやむを得ない事情のため環境省が承認した場合を除き、研究開始当初に登録されていない研究機関を途中で追加する等の変更はできません。

### (4) 試験研究機関等の承認

研究課題代表者及び研究参画者は、予め、次の①及び②の事項について、それぞれ所属研究機関の上司（独立行政法人研究機関の場合は部長・領域長クラス、大学の場合は学部長クラス）及び契約事務担当者の承認を得てください。

- ① 応募に係る研究課題を所属する研究機関等の業務（公務等）として行うこと。  
ただし、IV-1-(1)-1)-①の研究機関に属する研究課題代表者又は研究参画者に係る承認についてはこの限りでない。
- ② 研究機関等の経理担当部局が研究費の管理を行うこと。

### (5) 研究計画

研究計画では、研究課題全体及びサブテーマ毎に、研究期間中の各年度の達成目標

(定量的な達成目標であることが必要です。)を整理し、記述していただきます。研究課題の中間評価及び事後評価においては、研究計画に照らして、研究の進捗状況や目標の達成状況が評価されます。

## (6) 計上できる研究費

研究契約は、環境省と各研究機関との間における委託契約です。研究者に対する個人補助ではありません。また、研究分担機関の使用する研究費を研究代表機関あるいは別の研究参画機関にまとめて計上することは原則としてできません(研究代表機関についても同様です。)委託契約であるため、委託金については、原則として先払いは行っておりませんのでご注意ください。

研究費には、直接経費と間接経費があります。応募に際しては、直接経費のみ計上していただきます。直接経費の区分は以下のとおりです。

### ※ 項目の区分に当たって

直接経費では、土地を購入する経費、建物を建設・修繕する経費、研究機関における共通的な老朽備品の修繕・更新のための経費は計上できません。また、推進費の研究課題の推進を主たる目的としないような「研究者の日常業務に必要な機器」(例えば、汎用性のある測定機器やパーソナルコンピュータなど。)の購入は認められません。備品の購入についても、原則として認めておらず、リース等の利用を原則としています。ご注意ください。ただし、間接経費においては購入が可能ですので、別途所属研究機関のルールに則ってご検討ください。

応募に当たっては、おおよその研究費を記載していただきますが、研究費の最終的な額については、研究課題の採択後に確定します。また、2年目以降の研究費については、1年目と同額ではなく、研究の進捗状況等に応じてその都度決定します。

#### ① 人件費

研究課題の実施に際し、ポスドクやその他の研究者、研究支援者を当該研究機関の常勤研究者又は非常勤研究者として雇用するための経費。ただし、国立試験研究機関及び国からの交付金により人件費を手当てしている独立行政法人研究機関、国立大学法人等は、常勤の研究者の人件費を計上することはできません。なお、ポスドク等の研究者の人件費については、申告したエフォートが人件費の積算根拠になります。

#### ② 諸謝金

#### ③ 試験研究旅費

#### ④ 外国旅費

研究課題に係る調査等のため、外国に出張することが不可欠と認められる場合は、当該出張に必要な経費。航空機の利用クラスについては、エコノミークラス割引運賃とします。

#### ⑤ 委員等旅費

#### ⑥ 外国人招聘旅費

研究課題を実施するに当たり、外国人研究者の協力が必要と認められる場合は、当該外国人の招聘に必要な経費。

⑦ 試験研究費

消耗品の購入、通信運搬、借料損料、印刷製本、賃金職員の雇用、雑役務の実施等に必要な経費。

⑧ 土地建物等借料

⑨ 招聘外国人滞在費

研究課題を実施するに当たり、外国人研究者の協力が必要と認められる場合は、当該外国人の国内滞在に必要な経費。

※ 間接経費とは、以下のものをいいます。

研究課題の実施にともない研究機関に必要となる管理等に係る経費を、直接研究費に対する一定比率の額の間接経費として手当てすることにより、競争的研究資金のより効果的・効率的な活用を促進します。また、間接経費は、競争的研究資金を獲得した研究者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用されることで、研究機関間の競争を促し、研究の質を高めることにも役立ちます。現在、直接研究費の30%相当額を間接経費として配分しています。なお、間接経費の主な使途については、別表の例示を参照してください。

※ 研究費は、年度毎に当該年度分の額を決定します。ただし、研究課題が当該年度内に終わらず、次年度も引き続いて実施する必要があり、次の事由に該当すると認められる場合には、当該年度内に使用できなかった予算を、翌年度へ繰り越すことができます。

ア. 研究着手前後に追加的な事前調査や研究方式の再検討が必要となった場合  
研究に着手して初めて明らかになった汚染状況など、当初は予期できなかった新たな現象や知見に遭遇した場合、また、研究課題の採択時から研究計画の策定時までの間に、研究計画に重大な影響を及ぼす新たな知見が明らかになった場合、国内外の関連学会等における情報収集や当初予定していた研究方式の再検討などを行う必要があり、それに予想以上の日数を要する恐れがある場合。

イ. 研究計画に関する諸条件に変更があった場合

研究実施中に、当初は予期できなかった新技術・新素材及び新規条件が出現した場合、装置等の仕様の再検討が必要になった場合、研究の推進に必要な優秀な研究者の適時確保が困難になった場合、海外研究機関との共同研究で相手側に不測の事態が生じ共同研究が継続できなくなった場合など、当初の研究計画の変更を余儀なくされた場合。

ウ. 予想外の気象変化があった場合

屋外での調査研究について、台風、豪雨、豪雪等の影響により、計画の遅延を余儀なくされた場合。

エ. 資材の入手が困難な場合

研究課題の実施上必要となる特殊な素材や材料（DNAチップなど）の入手や製作が困難となり、計画の遅延を余儀なくされた場合。

オ. その他ア～エに類似の事由でやむを得ないと認められた場合

## (7) 注意事項

### 1) 既助成課題の応募禁止

環境省を含む他の競争的資金等により実施中の研究課題(平成22年度末をもって終了するものを除き、平成23年度からの助成が決定しているものを含む。)と内容が類似している研究課題については、推進費へ応募できません。

また、研究課題代表者及び研究参画者は、推進費への応募後、当該応募に係る研究課題と内容が同じ研究課題が、他の競争的資金等の対象となった場合は、直ちに対応する環境省の部局にご連絡ください。(問い合わせ先は26頁に掲載)

なお、競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、必要な範囲内で、応募内容の全部又は一部について、他府省の競争的研究資金担当課(独立行政法人の配分機関を含む。以下同じ。)に情報提供する場合があります。また、採択後であっても、不合理な重複及び過度の集中が明らかになった場合は、採択を取り消すことがあります。

### 2) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、研究課題の不採択や採択の取消し、委託契約の解除、研究費の返還又は減額配分を含む措置をとることがあります。

### 3) 不適正経理等に対する措置

研究費の不適正な経理処理があった場合又は偽りその他不正の手段により研究費の配分を受けた場合に対応するため、環境省では「環境省の所管する競争的資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規程」(平成19年4月20日改正)を制定しています。研究課題代表者又は研究参画者がこれに関与した場合、研究資金の執行停止・返還、申請資格の制限など必要な措置を講ずるほか、他府省の競争的研究資金担当課にも当該不適正経理又は不正受給の概要を情報提供することとしているため、他府省の競争的研究資金への応募についても制限される場合があります。

### 4) 不正行為に対する措置

研究上の不正行為(データの捏造、改ざん、盗用等)に対応するため、環境省では「競争的資金に係る研究活動における不正行為への対応指針」(平成18年11月30日)を制定しています。研究上の不正行為が認められた場合、研究資金の執行停止・返還、申請資格の制限など必要な措置を講ずるほか、他府省の競争的研究資金担当課にも当該不適正経理又は不正受給の概要を情報提供することとしているため、他府省の競争的研究資金への応募についても制限される場合があります。

### 5) 研究費の適正な管理について

各研究機関の責任において研究費の管理が適正に行われるよう、環境省では「研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年3月30日)を制定しています。当ガイドラインに沿った対応により、各研究機関は研究費に係る不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築に努めてください。

### 6) 環境研究企画委員会委員との接触の禁止

新規課題の採択は、外部有識者からなる分野別研究分科会及びその親委員会であ

る環境研究企画委員会での評価結果を踏まえて決定しています。当該委員会の名簿については、採択する研究課題が決定した後、ホームページで公表していますが、研究課題代表者及び研究参画者は、採択後であっても評価に係る事項に関して委員と接触してはいけません。

## 2. 制度区分別事項

### (1) 戦略的研究開発領域

本研究区分では、あらかじめ環境省が研究プロジェクトの大枠（戦略研究テーマと呼びます。）を提示し、戦略研究テーマを構成するにふさわしい具体的な研究課題を公募するものです。

平成23年度は、戦略的研究開発領域課題<S-9>を立ち上げます。応募に当たっては、添付資料（2）「環境研究総合推進費 平成23年度戦略的研究開発領域課題」をご参照ください。

現時点ではこの研究プロジェクトを構成する個々の研究課題（研究者名や研究計画・手法等）は未定です。このため、研究プロジェクトを構成するにふさわしい研究課題（研究プロジェクト構成研究課題という。）を以下のとおり公募します。

#### ① 戦略研究テーマ名

『アジア規模での生物多様性観測・評価・予測に関する総合的研究』

#### ② 研究プロジェクトリーダー

研究プロジェクト全体を総括し、研究の進捗や資源配分に責任を有する研究プロジェクトリーダーは、九州大学の矢原徹一 教授とします。

#### ③ 研究プロジェクトの研究期間及び予算規模

研究プロジェクトの研究期間は、平成23年度～平成25年度までの3年間（第Ⅰ期）と平成26年度～平成27年度までの2年間（第Ⅱ期）に分け、合計5年間を基本とします。ただし、中間評価を3年目に実施し、その結果第Ⅱ期への移行が適当でないと認められる時は第Ⅰ期で終了します。

研究プロジェクト全体の予算規模は、3億円程度／年、また、研究プロジェクトを構成する各研究課題（今回の公募対象です。）の予算規模は、数百万円／年～1億円／年程度（直接経費のみ。）を想定しています。

#### ④ 研究プロジェクト構成研究課題

研究プロジェクト構成研究課題の応募とその後の審査をスムーズに進めるため、以下のとおり5つの公募領域に区分します。応募の際には該当する領域を明記してください。

##### <テーマ1> 公募領域 1

生物多様性評価予測モデルの開発・適用と自然共生社会への政策提言

##### <テーマ2> 公募領域 2

遺伝子・種多様性の定量的評価に関する研究

##### <テーマ3> 公募領域 3

森林生態系における生物多様性損失の定量的評価に関する研究

<テーマ4> 公募領域 4

陸水生態系における生物多様性損失の定量的評価に関する研究

<テーマ5> 公募領域 5

海域生態系における生物多様性損失の定量的評価に関する研究

※ 公募領域1～5はそれぞれ複数の研究機関による研究チームを想定

※ 各公募領域の研究内容すべてをカバーできない研究課題でも応募可

- ⑤ 研究プロジェクト構成研究課題の研究体制に関する留意事項について  
上記④に示す公募対象領域毎に公募することとし、それぞれの応募研究課題毎に提案時テーマリーダーを選定いただきます。提案時テーマリーダーの要件は、IV-1・(1)「研究課題代表者の要件」に準じます。

なお、研究プロジェクト構成研究課題の場合は、他の研究区分への応募研究課題の場合と異なり、採択に際して研究プロジェクト全体としての整合性の確保や重点化等を図るために、応募いただいた研究課題に含まれる内容・参画者の一部分だけに限って採択するなど、研究課題の構成を大幅に変更した上で採択する場合がございますので、その点を予めご留意ください。

- ⑥ 研究開始後の研究評価

研究開始3年目に中間評価を、また、研究終了年度の翌年度に事後評価を実施します。なお、中間評価の結果は、翌年度の予算に反映します。

## (2) 環境問題対応型研究領域

個別又は複数の環境問題の解決に資する研究課題です。応募に当たっては、以下の事項にご留意ください。

### 1) 研究課題の対象分野と要件

公募の対象となる研究課題は、「Ⅱ 公募する研究の対象分野」に示した6つの分野を対象とするものとします。

研究課題の目的は、「Ⅰ 環境研究総合推進費の目的と研究の性格」に則ったものとします。

推進費により実施中の研究課題や平成23年度の公募に当たって環境省が重点的に募集する必要があると考えている研究例の詳細については、添付資料(1)「環境問題対応型研究・革新型研究開発の公募における行政ニーズについて」に示していますのでご参照ください。

なお、添付資料(1)は、重点的に公募したい研究例を現時点における環境省の行政ニーズとして挙げたものであり、研究例に記載されたもの以外の研究も応募及び採択の対象となります。

### 2) 予算規模

約1千万円/年～約1億円/年(直接経費のみ)

採択研究課題への予算の配分額は、推進費全体の予算状況及び各研究課題の評価結果を勘案して決定しますので、必ずしも提案どおりの予算額が配分されとは限りません。提案した研究内容に対して明らかに過大な予算要求額は、審査の



過程で評価委員に不適切な研究計画と判断されますので、実勢に従って現実的な予算額を計上願います。なお、これまでの当領域における1研究課題当たり平均予算額は3千万円/年～4千万円/年ですが、研究課題の内容に応じて異なります。

### 3) 研究期間

原則として3年間を基本としますが、研究開始2年目(7～8月頃)に実施する中間評価において高い評価を受け、かつ研究期間の延長を希望する研究課題については、研究開始3年目に2回目の中間評価を行い、延長が妥当と評価されたものについては、最長2年間の延長が可能です。ただし、当初計画における目標は予定どおり3年間での達成を目指していただきます。2年間の延長は、目標達成の先送りではなく、質的に更に発展させた研究成果を得ることが目的です。

### 4) 研究開始後の研究評価

研究開始2年目に中間評価を、また、研究終了年度の翌年度に事後評価を実施します。なお、中間評価の結果は、翌年度の予算に反映します。

5) 新規採択予定課題数は、推進費全体の予算状況や各応募課題の評価結果により変わる場合があります。

## (3) 革新型研究開発領域

平成23年度本研究区分(研究開発領域)においては、①若手枠、②統合評価枠を公募します。

### 1) 研究課題の対象分野と要件

#### ①若手枠

上記(2)の環境問題対応型研究領域と同様、公募の対象となる研究課題は、「Ⅱ 公募する研究の対象分野」に示した6つの分野を対象としますが、特に新規性・独創性・革新性の高い環境研究課題を広く公募します。

ただし、研究課題代表者及び研究参画者の全員が平成23年4月1日時点で40歳以下であることを要件とします。なお、出産・育児による休業のために研究活動ができなかった者に対しては、年齢制限を緩和する場合があります。詳細は環境研究技術室までお問い合わせください。(連絡先は本要項の末尾をご参照ください。)

#### ②統合評価枠

研究対象の6つの分野について、先進的な特定の研究テーマに係る最新成果を統合・評価する研究課題を公募します。

具体的には、特定の研究分野の研究成果を、関連する学会、グループ等がレビューして、行政担当者がまとめた科学的知見として活用できる科学的評価レポートを作成する研究提案を求めています。

### 2) 予算規模

数百万円～約1千万円/年(直接経費のみ)

### 3) 研究期間

若手枠：1年間又は2年間（応募時に研究課題代表者が選択）

統合評価枠：1年間

- 4) 新規採択予定課題数は、推進費全体の予算状況や各応募課題の評価結果により変わる場合があります。

## V 応募書類及び提出方法

### 1. 応募書類の書式（応募様式）について

応募に当たり提出が必要となる書類は、研究区分（研究開発領域）毎に以下のとおりとします。必ず、添付資料（3）応募書類様式に従ってください。

- (1) 戦略的研究開発領域 → 「H23戦略研究プロジェクト構成課題応募様式」
- (2) 環境問題対応型研究領域 → 「H23環境問題対応型研究課題応募様式」
- (3) 革新型研究開発領域 → 「H23革新型研究課題応募様式」

### 2. 応募手続きについて

#### (1) 応募の方法

府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）での応募とします。その際、研究実施に係る所属研究機関の承認書及び研究参画に係る承諾・承認書の提出が必要です（e-Radへのアップロード及び押印した原本の環境省への郵送）。応募様式の末尾に全研究参画者の承諾・承認書を添付した上で、応募してください。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electronic（電子）の頭文字を冠したものです。

#### (2) システムの操作方法に関する問い合わせ先

環境研究総合推進費に関する問い合わせは、環境省にて受付けます。

e-Radの操作方法に関する問い合わせは、e-Radヘルプデスクにて受付けます。

環境研究総合推進費のホームページおよびe-Radポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）をよく確認の上、お問い合わせください。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

○環境研究総合推進費のホームページ：

<http://www.env.go.jp/earth/suishinhi/index.html>

○ポータルサイト：

<http://www.e-rad.go.jp/>

（なお、研究者及び研究機関への情報提供ページは、ポータルサイトの最下層にリンクを設けています。）

#### （問い合わせ先一覧）

公募に対する問い合わせは、以下の表のとおりお願いします。原則として電子メールにてお願いします。他の電子メールとの区別を容易にするため、電子メールの件名（題名）は「公募問い合わせ」としてください。

|  |                          |  |
|--|--------------------------|--|
| 環境研究総合推進費に関する問い合わせ及び提出書類作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ | 環境省総合環境政策局<br>総務課環境研究技術室 | 03-3581-3351 (代表) 内線6246<br>e-mail :<br>so-suishin@env. go. jp                     |
| e-Radの操作方法に関する問い合わせ                            | e-Radヘルプデスク              | 0120-066-877<br>(受付時間帯)<br>午前9：30～午後5：30<br>※土曜日、日曜日、国民の祝日 および年末年始(12月29日～1月3日)を除く |

#### 【注意事項】

ヘルプデスクは研究機関・研究者の登録やe-Radの操作についての問い合わせ先ですが、以下のような配分機関にお問い合わせいただくべき内容が大変多くなっています。  
以下のような項目については、環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室宛にお問い合わせいただくようお願いいたします。

- ・ 予算額・経費には何を入力すればいいのか。
- ・ 公募締切後だが応募したい。
- ・ 配分機関へ提出済みの課題を修正したい
- ・ 実施中の課題（応募・受入状況）には何を入力すればいいのか。
- ・ 配分機関に提出する前に入力した内容を確認してほしい。
- ・ 応募したいが何をすればいいか教えてほしい。
- ・ 応募に当たって別途郵送が必要な書類の種類は何か。
- ・ 応募したいがどの種目に該当するのか。
- ・ 審査結果はいつ分かるのか。
- ・ 任意入力項目に記入するかどうかで有利（不利）になるのか。
- ・ 採択後の事務作業は大変なのか。
- ・ 受付中公募一覧から申請様式を取得できないが、どうすればいいか。
- ・ 各事業が提示している様式には何を記述すればいいのか。
- ・ 応募に関わる研究者は、どの範囲まで登録する必要があるのか。
- ・ e-Radへの応募情報の登録は、どの立場の研究者が行えばいいのか。
- ・ 公募期限までに、研究機関あるいは研究課題代表者・研究参画者の登録が間に合わないが、どうすればいいか。
- ・ 応募・受入状況の入力欄に登録するべきものが11件以上あるが、どれを入力すればいいのか。
- ・ 研究目的や研究概要に入力可能な文字数について、様式よりもe-Radの方が少ないため、双方の内容が異なってしまったが問題ないのか。

### (3) e-Radの使用に当たっての留意事項

#### ① e-Radによる応募

e-Radによる応募は、平成20年1月より稼働の「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」にて受付けます。

操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募してください。

#### ② e-Radの利用可能時間帯

(月～金) 午前6：00から翌午前2：00まで

(土曜日) 午後0：00から翌午前2：00まで

(日曜日) 午後0：00から翌午前2：00まで

なお、祝祭日であっても上記の時間帯は利用可能です。

ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Radの運用を

停止することがあります。 **e-Rad** の運用を停止する場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

### ③ 研究機関の登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、研究課題代表者が所属する研究機関及び研究参加者が所属する研究機関が、応募時まで登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、ポータルサイトを参照してください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

### ④ 研究者情報の登録

研究課題に応募する研究課題代表者及び研究に参加する研究参加者は研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。

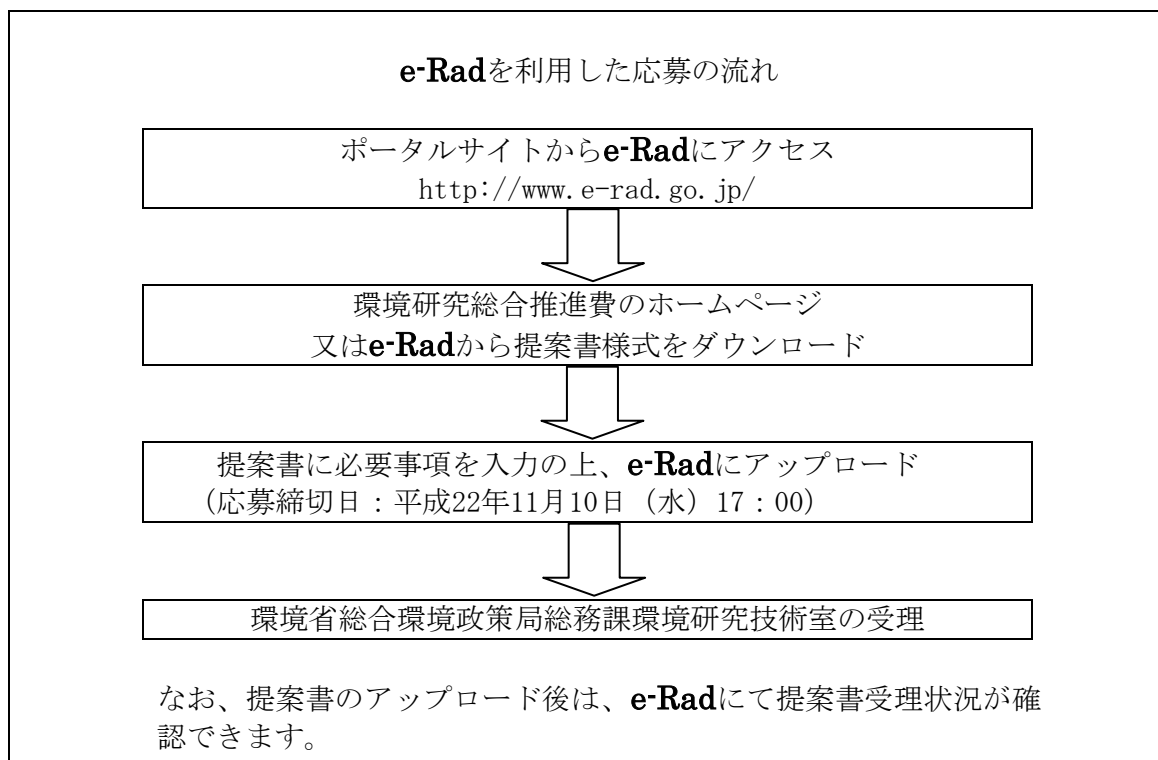
所属研究機関に所属している研究者の情報は所属研究機関が登録します。なお、過去に文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されていた研究者情報は、既にこのシステムに登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行ってください。

所属研究機関に所属していない研究者の情報は、**e-Rad**運用担当で登録します。必要な手続きはポータルサイトを参照してください。

### ⑤ 個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）する他、**e-Rad**を経由し、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

#### (4) e-Radシステムを利用した応募の流れ



## (5) 提案書類の注意事項

|                        |   |
|------------------------|---|
| ポータル<br>サイト            | <a href="http://www.e-rad.go.jp/">http://www.e-rad.go.jp/</a>   |
| 提出締切                   | 平成22年11月10日(水) 17:00(この時間以降手続き出来なくなります。)  |
| 注意事項                   |   |
| ・システムの<br>利用方法         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用の上、提出してください。<br/><b>e-Rad</b>の操作マニュアルは、上記ポータルサイトよりダウンロードできます。</li> </ul>   |
| ・応募書類様<br>式のダウン<br>ロード | <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度・事業内容を確認の上、所定の様式ファイルをダウンロードしてください。</li> </ul>   |
| ・ファイル種<br>別            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案書類(アップロードファイル)はWord、一太郎、PDFのいずれかの形式にて作成し、応募してください。なお、Word、一太郎、PDFは以下のバージョンで作成されたものでないと、アップロードがうまく出来ない場合がありますのでご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ Word 2000以降</li> <li>○ 一太郎 Ver. 12以降</li> <li>○ Adobe Acrobat Reader(Adobe Reader) 5.0以降</li> </ul> </li> </ul> |
| ・画像ファイ<br>ル形式          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データ(例えば、CADやスキャナ、PostScriptやDTPソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等)を貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、操作マニュアル「3.4 画像を貼り付ける方法」を参照してください。</li> </ul>  |
| ・提案書アッ<br>プロード         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募の際にアップロードできるファイルの最大容量は3 Mbyteです。それを超える容量のファイルは環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室へ問い合わせてください。</li> <li>・提案書類は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換します。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、操作マニュアル「1.7 システムの基本的な操作方法」を参照してください。</li> </ul>                       |
| ・提案書アッ<br>プロード<br>後の修正 | <p>&lt;所属研究機関を経由する場合&gt;<br/>研究者が所属研究機関へ提出するまでは提案内容を修正する事が可能です。所属研究機関へ提出した時点で修正することができません。修正する場合は、所属研究機関へ修正したい旨を連絡してください。なお、所属研究機関承認後は、環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室へ修正したい旨を連絡してください。</p> <p>&lt;所属研究機関を経由しない場合&gt;<br/>研究者が配分機関へ提出するまでは提案内容を修正する事が可能です。配分機関へ提出した時点で修正することができません。修正する場合は、環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室へ修正したい旨を連絡してください。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付状況の確認</li> <li>・その他</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案書の受理確認は、「受付状況一覧画面」から行うことができます。</li> <li>・提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない提案書類は無効となります。提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、所属研究機関まで至急連絡してください。所属研究機関を経由せずに申請している研究者は、総合環境政策局総務課環境研究技術室まで連絡してください。</li> </ul> <p>上記以外の注意事項や内容の詳細については、ポータルサイト（研究者向けページ）に随時掲載しておりますので、ご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案者が責任を持って総合環境政策局総務課環境研究技術室へ提出してください。提案者とは、「戦略的研究開発領域」の場合は提案テーマリーダー、「環境問題対応型研究領域」又は「革新型研究開発領域」の場合は研究課題代表者を指します。</li> <li>・契約事務に関するトラブルを避けるため、<u>所属研究機関の上司（独立行政法人研究機関の場合は部長・領域長クラス、大学の場合は学部長クラス）及び契約事務担当者から応募の了解を得た上で応募してください。</u><br/> <u>また、国立試験研究機関、独立行政法人研究機関に所属する研究者が応募する場合（研究参画者の場合を含む）は、所属研究機関の担当窓口に加え、所管府省の担当窓口にも事前に応募書類を提出し、応募内容（提案研究課題）が所属研究機関の既存の研究及び所管府省の既存の事業と重複していないことの確認を受けるとともに、応募の承諾も得てください。</u>国立試験研究機関、独立行政法人研究機関における契約手続きは、原則として所管府省と行っていただきます。このため、<u>所管府省の承諾を得ずに応募した場合、採択内定が取り消されることがあります。</u></li> </ul> |
|--|---|

### 3. 郵送する応募書類の受付期間について

平成22年10月4日（月） 15:00～平成22年11月10日(水) 17:00まで（消印有効）

郵送でお送りいただく書類は、IV.1.（2）及び（4）で記載された承認・承諾書、雇用予定証明書のみです。押印がした原本をお送りください（承認・承諾書について、**e-Rad** アップロードの際には押印無しで結構です）。

受付期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募課題として受け付けません。例年、締切を過ぎてから何件か応募がありますが、一切受理していません。

また、例年締切間近に申請が集中し、受付処理が滞る事態が生じています。十分な余裕をもって申請してください。

※締切日時は、記入間違い等の訂正による再提出も含めた締切日時です。締切間際に提出されて記入間違い・記入漏れがあった場合、問題点は指摘しますが、訂正版の提出が締切時刻を過ぎると一切受理できませんので、余裕をもって提出ください。

### 4. その他必要な事項

特許権等の研究開発の成果は、委託契約に基づき、受託者に帰属させ得ることができ

ます。納入される成果物に受託者又は第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者が当該著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとし、また、この他著作権等の扱いについては契約書に定めるとおりとします。

その他、以下の資料を参照してください。

今後の環境研究・技術開発の基本理念、重点領域などの内容については、「環境研究・環境技術開発の推進戦略について(答申)」(平成 22 年 6 月中央環境審議会)を参照のこと。  
<http://www.env.go.jp/policy/tech/kaihatsu.html>

評価を実施するに当たっての評価方法等を定めた指針については、「環境省研究開発評価指針」(平成 21 年 10 月 28 日総合環境政策局長決定)を参照のこと。  
<http://www.env.go.jp/policy/tech/guide.pdf>

競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な措置については、「競争的研究資金の不合理な重複及び過度の集中の排除等に関する指針」(平成 18 年 11 月 14 日改正競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)を参照のこと。  
<http://www8.cao.go.jp/cstp/press/sisinkaisei.pdf>

研究開発費の不適正な経理処理に関する規定については、「環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規程」(平成 19 年 4 月 20 日環境省改正)を参照のこと。  
<http://www.env.go.jp/policy/tech/futekisei.pdf>

公的研究費の不正使用等に関し、各研究機関等において今後取り組むべき事項等については、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」(平成 18 年 8 月 31 日総合科学技術会議)を参照のこと。  
<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060831.pdf>

研究上の不正行為に関する対応方針等については、「研究上の不正に関する適切な対応について」(平成 18 年 2 月 28 日総合科学技術会議)を参照のこと。  
<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/iken060228.pdf>

データの捏造等の不正行為が明らかになった場合の対応については、「競争的資金に係る研究活動における不正行為への対応指針」(平成 18 年 11 月 30 日総合環境政策局長決定)を参照のこと。  
<http://www.env.go.jp/policy/tech/accusation/gl.pdf>

配分先全てにおいて環境省から配分される競争的資金を適正に管理するための必要な事項を示したガイドラインについては、「研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 3 月 30 日総合環境政策局長決定)を参照のこと。  
[http://www.env.go.jp/policy/tech/kansa\\_guideline.pdf](http://www.env.go.jp/policy/tech/kansa_guideline.pdf)

## VI 新規課題の採択方法について



## 1. 審査の方法について

○ 審査は非公開で、以下の手順により行います。提出されたファイル等は返却しません。

### (1) プレ審査（資格・要件チェック）

応募書類に記載された研究対象、研究課題代表者、研究課題の各項目が要件を満たしているかどうかについて、環境省が審査します。その際、例えば公募要項の「Ⅱ 公募する研究の対象分野」に示すいずれの分野にも該当しない場合など、明らかに要件を満たしていないものは、以降の審査を行わないものとします。また、応募書類の明らかな記載ミス（書式、対象分野、経理・積算など）や書類の不備などがある場合にも、以降の審査の対象とならない場合があります。

### (2) 第一次審査（書面）

プレ審査を通過した応募課題について、外部学識経験者等が応募書類を見て第一次審査を行います。審査の結果として、通例、応募数のおよそ半数まで応募課題を絞り込みます。審査結果は、平成22年12月末を目処にメール等でお知らせいたします。

### (3) 第二次審査（ヒアリング）

第一次審査を通過した応募課題について、平成23年1月中旬～2月中旬にヒアリングを行います。第二次審査では、代表者によるプレゼンテーション及び質疑応答に対し、外部学識経験者等が審査を行い、採択課題候補案を選定します。この案は、環境研究企画委員会に諮ります。

### (4) 審査の観点

応募課題の審査は、①環境研究としての科学的な適切性、②研究の構成、計画、予算など実施面での適切性、及び③環境政策における行政ニーズ（添付資料(1)Ⅱに記載）への貢献の3つの観点から総合的に行います。

### (5) 平成23年度の新規課題の採択数の見込み

新規課題の採択数は予算に依存しますが、昨年度は環境問題対応型研究領域で30課題、革新型研究開発領域で13課題の新規課題を採択しました。平成23年度の新規課題の見込みとしては、昨年度と同程度を想定していますが、推進費全体の予算状況や各応募課題の評価結果により変わる場合があります。

## 2. 審査結果の通知及び採択の予定について

審査結果については、集計終了後に、評価コメントと併せて研究課題代表者へ通知する予定です。

新規課題の採択は、2月中に開催予定の環境研究企画委員会及びその後の財務省による承認を経て決定します。2月下旬までに概ねの情勢が判明する予定です。なお、採択に当たって、研究チームの構成等に条件が付与される場合があります。

また、採択された課題に係る研究課題代表者及び研究参画者並びに計画の概要等は環境省ホームページに掲載するほか、印刷物により公表することがあります。

## 3. 採択後の留意点（中間評価結果による研究中止の可能性）

採択後、各研究課題において研究期間の中間年に外部学識経験者等による中間評価

を実施します。

- ①中間評価において評価が低かった場合は、当該中間評価の実施年度の翌年度の研究開発費を減額する等の措置をとる場合があります。また、研究開発を中止すべきと評価された場合は、当該中間評価の実施年度の翌年度以降は、研究開発費の配分を行いません。ご了承ください。
- ②中間評価は、研究開発期間の2年目（戦略的研究開発領域においては、3年目。革新型研究開発領域は実施しません。）に実施し、中間評価で高い評価を得た課題のうち延長を希望する場合にあっては、その後延長に関する評価を行い、その可否を判断するものとします。

## VII その他

### 1. 問い合わせ方法

公募に対する問い合わせは、以下の表のとおりお願いします。原則として電子メールにてお願いします。他の電子メールとの区別を容易にするため、電子メールの件名（題名）は「公募問い合わせ」としてください。

#### 問い合わせ一覧

| 案件  | 担当部局                         | 連絡先  |
|---|------------------------------|--|
| ○環境研究総合推進費全般<br>○第2研究分科会（環境汚染）<br>○第3研究分科会（リスク管理・健康リスク）<br>○第6研究分科会（領域横断研究） | 環境省総合環境政策局<br>総務課環境研究技術室     | TEL:03-3581-3351（内線6246）<br>FAX:03-3593-7195<br>e-mail: <a href="mailto:so-suishin@env.go.jp">so-suishin@env.go.jp</a>     |
| ○第3研究分科会（リスク管理・健康リスク）   | 環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課環境リスク評価室 | TEL:03-3581-3351（内線6342）<br>FAX:03-3581-3578<br>e-mail: <a href="mailto:hoken-risuku@env.go.jp">hoken-risuku@env.go.jp</a> |
| ○第1研究分科会（全球システム）<br>○第4研究分科会（生態系保全と再生）<br>○第5研究分科会（持続可能な社会・政策研究）            | 環境省地球環境局<br>総務課研究調査室         | TEL:03-3581-3351（内線6732）<br>FAX:03-3581-4815<br>e-mail: <a href="mailto:suishinhi@env.go.jp">suishinhi@env.go.jp</a>       |

なお、特に国立試験研究機関及び独立行政法人研究機関の研究者の方からは、研究費の執行や委託契約に関する事など、所管府省又は所属機関の仕組みに係る問い合わせが例年、多数寄せられます。所属研究機関や所管各府省の担当窓口を確認した上で、それでも不明な点があれば問い合わせさせていただきますようお願いします。

### 2. 添付資料

本要項には、以下の資料が添付されています。

- (1) 環境問題対応型研究・革新型研究開発の公募における行政ニーズについて
- (2) 平成23年度戦略的研究開発領域課題  
「アジア規模での生物多様性観測・評価・予測に関する総合的研究」＜S-9＞
- (3) 応募書類様式  
(研究実施に係る所属機関の承認書／研究参画に係る承諾・承認書様式含む)

(別表)

## 間接経費の主な使途の例示

研究機関において、当該研究課題遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とする。

### ○管理部門に係る経費

－管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

－管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内旅費、会議費、印刷費

など

### ○研究部門に係る経費

－共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－特許関連経費

－研究棟の整備、維持及び運営経費

－実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

－研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

－設備の整備、維持及び運営経費

－ネットワークの整備、維持及び運営経費

－大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

－大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

－図書館の整備、維持及び運営経費

－圃場の整備、維持及び運営経費

など

### ○その他の関連する事業部門に係る経費

－研究成果展開事業に係る経費

－広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、研究機関の長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。